

○大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成8年3月29日〕
〔条例第2号〕

改正	平成13年3月30日条例第2号	平成14年4月1日条例第1号
	平成17年3月31日条例第2号	平成18年12月27日条例第6号
	平成19年12月27日条例第4号	平成21年3月30日条例第1号
	平成22年6月25日条例第2号	平成23年3月28日条例第1号
	平成26年4月1日条例第8号	平成28年3月28日条例第3号
	平成28年12月26日条例第6号	平成29年3月29日条例第1号
	平成31年3月22日条例第2号	令和元年12月20日条例第2号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和48年大雪消防組合条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性により前各項に規定する勤務時間を越えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則で定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める勤務時間を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日設けることが困難である職員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を越える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によって行うことにより職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
- 3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息时间）

第7条 任命権者は、第4条第1項に規定する職員について、所定の勤務時間のうちに、規則の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則の定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則の定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、大雪消防組合職員の給与に関する条例（平成15年大雪消防組合条例第1号。）第2条の規定により準用する組合構成町の条例（以下「準用給与条例」という。）の規定に基づき、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第10条1項に規定する勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うた

めのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 祝日法による休日又は年末年始の休日が週休日に当たるときは、その日は週休日とする。

3 任命権者は、第3条第1項の規定に基づき毎日曜日及び土曜日を週休日と定められている職員以外の職員について、祝日法による休日が当該職員の週休日に当たる場合においては、規則の定めるところにより、他の日の勤務を免除することができる。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 休日から休日以外の日に引き続く正規の勤務時間が割り振られている職員で当該休日以外の日に割り振られている勤務時間が規則で定める時間に満たないものについては、当該休日の全勤務時間及び当該休日以外の日の正規の勤務時間を休日の全勤務時間とみなして前項の規定を適用する。

3 前2項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で規則で定める日数。）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの20日を越えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 人事交流により、国、他の地方公共団体等から引続き職員となるもの 管理者が別に定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越しされたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越しすることができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間については規則で定める。

（特別休暇）

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とし、その期間については規則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、準用給与条例に定める給与の減額に関する規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、準用給与条例に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、準用給与条例に定める給与の減額に関する規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、準用給与条例に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

- 第16条** 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、任命権者の承認を受けなければならない。

（会計年度任用職員等の勤務条件）

- 第17条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

（施行規定）

- 第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条 この条例の施行前に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第3項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間が割り振られている職員について、同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

- 4 前2項の規定が適用される職員について、旧条例第3条に基づき定められている休憩時間については、新条例第6条の規定に基づく休憩時間とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定に基づき任命権者の許可を受けている正規の勤務時間以外の時間における断続的な勤務については、新条例第2条第1項の規定に基づき任命権者の許可を受けたものとみなす。

- 6 施行日前から引続き在職する職員の施行日以後の平成8年における年次有給休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第5条に規定する年次有給休暇の残日数とする。

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

8 この条例の施行の際現に任命権者の承認を受けている休暇については、新条例第16条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

9 前各条項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）

第3条 上川中部消防組合職員から引き続いて大雪消防組合職員となったものについては、平成26年3月31日までに、上川中部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年上川中部消防組合条例第1号）の規定によりなされた承認その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、年次有給休暇、病気休暇及び介護休暇の期間は通算する。

附 則（平成13年3月30日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第6号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の休憩時間及び休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、この請求を行うことができる。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する

附 則（平成26年4月1日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

附 則（平成28年3月28日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の条例第8条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

附 則（平成28年12月26日条例第6号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の条例15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

第3条 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条の3第1項第1号中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

附 則（平成29年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

（～550）